

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

○平成30年度学校監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○平成30年度財政援助団体等監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

監 査 公 表

静岡市監査公表第15号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成31年 1 月 10 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

記

1 監査の種別

学校監査

2 監査対象

例年、市内の市立小学校87校及び中学校43校について、校数が均等になるよう3地域〔①葵区（一部地域を除く。）・②清水区・③駿河区及び葵区の一部地域〕に分割し、3年サイクルで監査を実施している。

今年度は、駿河区及び葵区の一部地域を対象とし、小学校28校及び中学校13校について監査を実施した。

小学校	駒形、田町、服織、服織西、南藁科、中藁科、水見色、清沢、峰山、大川、中田、中島、大里東、大里西、大谷、久能、宮竹、森下、東豊田、西豊田、富士見、南部、東源台、長田西、長田南、長田東、長田北、川原
中学校	安倍川、服織、藁科、大川、大里、南、中島、豊田、東豊田、高松、長田西、長田南、城山

3 監査範囲

平成30年度における事務事業の執行状況

(ただし、必要に応じて過年度の事務事業も対象とする。)

4 監査方法

学校長の権限に係る財務等に関する事務事業の執行状況、薬品及び個人情報の管理状況、学校施設の安全性及び学校内の危機管理体制等について、抽出により関係書類の調査を実施した。

監査対象校のうち、小学校4校（駒形、服織西、森下、川原）及び中学校4校（藁科、大里、高松、城山）については、関係書類の調査のほか関係職員からの説明聴取等を行い、このうち森下小学校及び大里中学校において監査委員による現地調査等の監査を実施した。

5 監査期間

平成30年9月14日から平成31年1月8日まで

6 監査結果

監査した結果、5件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。また、このほかに8件の指導事項があった。

(1) 学校施設の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る2日以内の学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理について監査した結果、下記1件の指摘事項

について是正・改善を求めた。

【指摘事項】

AEDの管理について

<城山中学校>

校内に設置されているAED収納箱は、その扉を開けるとアラーム音が鳴り非常事態を周囲に知らせることができる構造となっているが、アラームが故障していて扉を開けても音が鳴らない状態であった。さらにAEDの点検時等にはアラーム音を一時的に止めるための鍵を操作して収納箱を開く手順が必要となるが、その鍵を紛失していた。その結果、AED収納箱の運用に支障を来していた。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品の管理状況について監査した結果、下記2件の指摘事項について是正・改善を求めた。

【指摘事項】

理科準備室の薬品管理について（2件）

<高松中学校>

ア 毒物又は劇物の保管容器には「毒物」又は「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示の上に別のシールが貼付されていたため、本来の表示が確認できない状態となっていた容器が複数発見された。

イ 毒物・劇物保管庫は、毒物・劇物管理の重大性の観点からその鍵については適切に管理すべきところ、当該保管庫の鍵は理科準備室内の無施錠の引き出し内に保管されていた上、その引き出しには「キー」のシールが貼付されていて鍵の存在が誰にもわかる状態となっていた。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。



理科薬品の管理状況確認（大里中学校）

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、下記2件の指摘事項については是正・改善を求めた。

なお、校務パソコンの取扱いについて1件の指導事項があった。

【指摘事項】

USBメモリの管理について（2件）

＜森下小学校及び城山中学校＞

USBメモリの使用時には、使用管理簿に使用状況を記載することになっているが、校長室と事務室でそれぞれ個別に管理されているUSBメモリについては使用管理簿が存在せず、その使用状況がわからない状態となっていた。

(8) 施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、校舎外の設備について、3件の指導事項があった。



サッカーゴール、校舎内施設の管理状況確認（森下小学校）

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、事故報告等について4件の指導事項があった。



本監査質疑応答（大里中学校）

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 学校施設の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

4 学校施設の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）

静岡市監査公表第16号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成31年 1 月11日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

記

第1 監査の種類及び対象

1 財政援助団体監査

- (1) 静岡市立中学校部活動振興育成会運営事業等補助金
- ア 所管部局 教育委員会事務局教育局学校教育課
 - イ 団体 静岡市立中学校部活動振興育成会
- (2) 交通安全推進協議会補助金
- ア 所管部局 市民局生活安心安全課
 - イ 団体 静岡市交通安全推進協議会

2 出資団体監査

- (1) 公益財団法人静岡市まちづくり公社
- 所管部局 総務局総務課
- (2) 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター
- 所管部局 経済局商工部商業労政課

3 指定管理者監査

- (1) 中央福祉センター
- ア 所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
 - イ 指定管理者 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- (2) 清水社会福祉会館
- ア 所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
 - イ 指定管理者 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

(3) 清水中央老人福祉センター

- ア 所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課
- イ 指定管理者 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

第 2 監査方法

監査対象団体に係る出納その他の事務について、抽出による関係書類の調査などを行った。また、出資団体監査及び指定管理者監査においては、所管部局及び団体等の職員からの監査委員による説明聴取を行った。

さらに、指定管理者監査については、対象施設の現地調査を併せて行った。

第 3 監査範囲

平成29年度における出納その他の事務の執行

第 4 監査期間

平成30年 8 月 17 日から平成31年 1 月 8 日まで

第 5 監査結果

監査した結果、指定管理者監査において指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の主な着眼点、監査の結果、意見及び監査対象の概要については後述する。

用語説明**1 指摘事項**

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

財政援助団体監査

1 監査の対象

(1) 静岡市立中学校部活動振興育成会運営事業等補助金

ア 所管部局 教育委員会事務局教育局学校教育課

イ 団体 静岡市立中学校部活動振興育成会

(2) 交通安全推進協議会補助金

ア 所管部局 市民局生活安心安全課

イ 団体 静岡市交通安全推進協議会

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。

また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

3 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

4 意見

静岡市立中学校部活動振興育成会運営事業等補助金

【静岡市立中学校部活動振興育成会の組織運営について】

静岡市立中学校部活動振興育成会（以下「育成会」という。）は、規約によると「静岡市立中学校」によって組織され、市立中学校長から構成される評議員会と評議員会で選出した市立中学校長、教頭、教諭代表、PTA連絡協議会代表及び教育委員会代表により構成される運営委員会によって運営するとされている。

育成会の運営実務は、運営委員のうちPTA連絡協議会代表（民間人）を特別監査とするほかはすべて公務員の身分を有する者を役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査）

に充てて担当させている上、その事務処理は、公務員としての勤務の中で行われている。このような事務処理体制の中で取り扱われている育成会所管の金銭については、本来ならば静岡市準公金取扱基準に定める「市以外の法人でない団体が保有する現金又は動産であって、市が管理するものをいう」に該当させて準公金の取扱いとされるべきところ、そもそも育成会が当該基準に定める団体に当たるか否かも判別できない現状にある。

このような現状において監査したところ、育成会の金銭の取扱いについて、印鑑と通帳が同じ場所で管理されていたり、必要な金銭出納簿を備えていなかったり、準公金の取扱いであれば当然守られるべきルールが守られておらず、さらに、それをチェックする体制も確保されていなかった。

育成会の組織運営がこのように曖昧な形で行われていた原因は、本件補助金はそのほとんどを各中学校の部活動組織に配分することによって、消耗品費の補填に充てることを目的としたものであって、育成会はそのための事実上のトンネル組織と見られる点にある。

本件補助金が中学校の部活動における保護者負担の軽減のために使われている点 は理解できるものであるが、その事務処理の便宜のために組織したと推測される育成会及び育成会で管理している金銭の取扱いについては、その適正な在り方について再検討するとともに、中学校における部活動の見直しの議論を踏まえ、部活動に対する支援方法全体について改めて検討すべきものとする。

5 監査した補助金等の概要

静岡市立中学校部活動振興育成課運営事業等補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市立中学校部活動振興育成会
	事務局所在地	静岡市葵区平和二丁目2番1号
	設立年月日	昭和57年4月1日
	収支の状況	収 入 3,471,000円 支 出 3,471,000円 収支差引額 0円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	部活動の望ましいあり方に関する研究を行うとともに、部活動に伴う保護者負担を軽減するための助成を行う静岡市立中学校部活動振興育成会の事業を補助することにより、市立中学校における部活動の円滑な運営と生徒の健全な育成並びにスポーツ及び文化の普及促進に資することを目的とする。
	補助金額	3,471,000円
	補助対象となった事業	1 育成会の運営に関する事業 2 各市立中学校において部活動を支援する団体を支援する事業
指摘事項件数		0件
指導事項件数		0件

※収支の状況及び補助金額は、平成29年度実績を示す。

静岡市交通安全推進協議会運営事業等補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市交通安全推進協議会
	事務局所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	設立年月日	平成15年5月22日
	収支の状況	収 入 1,741,007円 支 出 1,740,982円 収支差引額 25円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	市民の交通安全思想の高揚を図り、もって交通事故のない明るく 住みよいまちづくりを推進することを目的とする。
	補助金額	1,740,975円
	補助対象となっ た事業	1 協議会の運営に関する事業 2 交通安全のための広報啓発活動に関する事業 3 地域及び職域における交通安全活動の企画に関する事業 4 交通安全を推進する組織の育成に関する事業（静岡市から補 助金の交付を受けている団体に係るものを除く。） 5 交通指導員の設置に関する事業 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
指摘事項件数		0件
指導事項件数		0件

※収支の状況及び補助金額は、平成29年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の対象

(1) 公益財団法人静岡市まちづくり公社

所管部局 総務局総務課

(2) 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

所管部局 経済局商工部商業労政課

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

(2) 出資団体関係

ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

3 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

4 意見

(1) 公益財団法人静岡市まちづくり公社

【静岡市まちづくり公社に係る市内部の連携体制について】

「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」に基づいて平成30年3月に総務課によって策定された公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「公社」という。）に係る方針書の「市が団体に求める役割」には、公共の福祉の増進に資する幅広い分野における「総合的な市のまちづくりのパートナー」として本市を補完・代替・支援する役割が明記され、具体的に公社が市民に提供する価値（＝市としての公益性）には、中心市街地のまちづくり支援、交流人口増加に資するスポーツ施設等の管理、セーフティネットとしての市営住宅の管理などが挙げられ、これらの施策を所管する課は、商業労政課、スポーツ振興課、住宅政策課などの10課にわたっている。

このように多様な分野の事業を担う公社と本市とのパートナーシップの在り方を検証し、とりまとめてゆくのは容易なことではないが、総務課からは、本市の様々な施策に公社が寄与するために本市内部の情報及び公社の役割認識の共有を図り、公社の強みである「多様な公共性の提供」を発揮できる体制を構築する必要があることから、局間の総合調整を担う総務課がその役割を果たしてゆくとの考え方が示された。一方、公社からは、指定管理業務を始めすべての事業の実施を広く本市のまちづくりへの寄与と捉えている中で、各所管課は所管事業のみの関心に止まりやすいこと、また、ときには事業内容が想定していなかった分野に広がる場合があることなどから、各所管課の調整を図ることで公社が外郭団体としてよりその機能を発揮できるようになるための窓口の役割を総務課に求めたいとの要望があった。

その上で総務課は、現状においてその役割を果たし切れていないことを課題として捉えていること、また、各所管課のまちづくりに関する公社とのパートナーシップへの当事者意識の不十分さを認識していることから、今後公社や各所管課との定期的な協議の場を設定して体制づくりを進めてゆくとのことであった。

前記の方針書の役割に記載してある「特定の分野に捉われない市の政策への深い理解」を公社に求める本市としては、それに相応する公社への理解と協力が求められる。総務課からは、公社が担うまちづくり事業と公社事業のうちの多くを占める指定管理施設運営事業はパートナーシップ確立のための「車の両輪」であると捉えているとの認識も示されているため、総務課が、ともすれば指定管理業務や委託業務の相手方としての公社という捉え方のみをしがちな各所管課と公社の間の「車軸」となり、本市と公社とが真のパートナーシップを築いてゆくことで、今後の本市のまちづくりが更に推進されることが望まれる。

(2) 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

【静岡市勤労者福祉サービスセンターの将来像について】

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「ジョイブ静岡」という。）は、その定款において法人の目的を「静岡市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、静岡市に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者及びこれらの家族並びに静岡市の市民に対し、総合的な福祉事業を行い、もって中小企業勤労者等の活力の増進と市民福祉の向上及び産業の発展に寄与すること」と定め、中小企業の勤労者・家族・事業主に対する共益的な福祉事業の実施に止まらず、広く一般市民を対象とする事業を展開するとの公益的な目的をもつ法人として公益認定を受けている。

しかし、平成30年3月末現在の会員数は市内の中小企業勤労者数の約5%に相当する16,129人であり、そのすべてが中小企業勤労者及びその家族並びに事業主で構成されていて、会員規則第4条第4号で設定されている勤労者でない一般市民会員の加入者は皆無の状態であった。一方、ジョイブ静岡の財政運営は、会員からの会費収入を主な収入源としつつ、毎年度約4,000万円の運営費補助が市から行われていることで成り立っている状況であった。

このような中、所管課である商業労政課・ジョイブ静岡ともに法人の認知度の向上及び会員数の増加（一般市民会員の増加は念頭になかった。）を課題として挙げていたが、会員が受けられるサービスを活用すればするほど納付した会費以上のリターンを得られる現状の仕組みを前提とした上で単純に認知度を向上させて会員数を増やすということだけではなく、ジョイブ静岡の法人としての本来の目的達成のために何が必要かという観点から、

会員数の増減による収支変動とこれに見合った事業実施のほか、市からの公的補助の必要性や在り方など、中長期的な視点からの戦略を含めた将来計画が必要とされるどころ、どちらからも具体的な回答は得られなかった。

「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」に基づいて平成30年3月に策定されたジョイブ静岡に係る方針書において、市は「仕事と生活の調和を推し進めるパートナー」としての役割をジョイブ静岡に求めているが、その役割を担うためのジョイブ静岡のあるべき姿や活動の在り方についても具体的かつ明確に示す必要がある。その上で、市とジョイブ静岡は、真摯に現状と向き合った上で公益財団法人としての将来像を描き、中小企業勤労者等の福祉増進と市民福祉の向上、ひいては本市の産業振興に結び付いてゆくような具体的な戦略を確立し、ジョイブ静岡に対する出資及び補助の目的が効果的に達成されることを望むものである。

5 監査した団体の概要

公益財団法人静岡市まちづくり公社

設立年月日	昭和16年 7 月17日（平成24年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区七間町12番 4 M I R A I E リア ン 2 F
設立目的	まちづくり支援事業、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティーの場の提供等を通じて、健やかで文化的な市民生活の向上と快適な地域社会の実現を図り、もって生き生き暮らせる静岡市の創造に寄与することを目的とする。
基本財産	386, 300, 000円 （静岡市からの出資金305, 000, 000円、出捐金81, 000, 000円 静岡大火義捐金300, 000円）
組織	理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 9 人、監事 1 人、 評議員 9 人、職員162人
事業（定款に記載された事業）	1 まちづくり支援事業 2 スポーツ・健康増進事業 3 文化教養事業 4 低額所得者向けの住宅の建設及び経営・運営に関する事業 5 駐車場経営・運営事業及び警備業法に基づく業務 6 災害時における被災地支援事業 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
経営成績・ 財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表 1、2 のとおり
指摘事項件数	0 件
指導事項件数	0 件

【別表 1】貸借対照表

(単位：円)

科目	29年度	28年度	増減
流動資産	457,963,505	412,182,213	45,781,292
固定資産	1,332,256,073	1,288,692,099	43,563,974
資産合計	1,790,219,578	1,700,874,312	89,345,266
流動負債	171,111,114	150,648,430	20,462,684
固定負債	241,592,200	220,988,434	20,603,766
負債合計	412,703,314	371,636,864	41,066,450
指定正味財産	386,300,000	386,300,000	0
一般正味財産	991,216,264	942,937,448	48,278,816
正味財産合計	1,377,516,264	1,329,237,448	48,278,816
負債及び正味財産合計	1,790,219,578	1,700,874,312	89,345,266

【別表 2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	29年度	28年度	増減
経常収益	1,853,787,593	1,863,409,737	△9,622,144
経常費用	1,849,671,555	1,870,691,952	△21,020,397
評価損益等調整前当期経常増減額	4,116,038	△7,282,215	11,398,253
投資有価証券評価損益等	1,622,780	△5,116,500	6,739,280
当期経常増減額	5,738,818	△12,398,715	18,137,533
経常外収益	42,540,000	0	42,540,000
経常外費用	2	0	2
当期一般正味財産増減額	48,278,816	△12,398,715	60,677,531
一般正味財産期首残高	942,937,448	955,336,163	△12,398,715
一般正味財産期末残高	991,216,264	942,937,448	48,278,816
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	386,300,000	386,300,000	0
指定正味財産期末残高	386,300,000	386,300,000	0
正味財産期末残高	1,377,516,264	1,329,237,448	48,278,816

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

設立年月日	平成9年6月2日（平成24年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区日出町2番地の1 田中産商第一生命ビル7階
設立目的	静岡市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、静岡市に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者及びこれらの家族並びに静岡市の市民（以下「中小企業勤労者等」という。）に対し、総合的な福祉事業を行い、もって中小企業勤労者等の活力の増進と市民福祉の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。
基本財産	100,206,100円（静岡市からの出捐金100,000,000円）
組織	理事長1人、副理事長2人、専務理事1人、理事9人、監事2人、評議員15人、顧問2人、職員8人
事業（定款に記載された事業）	1 中小企業勤労者等の生活の安定及び財産形成に資する事業 2 中小企業勤労者等の健康維持増進に資する事業 3 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に資する事業 4 中小企業勤労者等の老後生活の安定に資する事業 5 中小企業勤労者等に対する給付等に関する事業 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1、2のとおり
指摘事項件数	0件
指導事項件数	0件

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	29年度	28年度	増減
流動資産	81,494,269	77,073,222	4,421,047
固定資産	133,658,752	132,029,502	1,629,250
資産合計	215,153,021	209,102,724	6,050,297
流動負債	43,849,829	39,800,151	4,049,678
固定負債	3,227,069	2,423,369	803,700
負債合計	47,076,898	42,223,520	4,853,378
指定正味財産	100,206,100	100,204,285	1,815
一般正味財産	67,870,023	66,674,919	1,195,104
正味財産合計	168,076,123	166,879,204	1,196,919
負債及び正味財産合計	215,153,021	209,102,724	6,050,297

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	29年度	28年度	増減
経常収益	270,114,232	263,412,023	6,702,209
経常費用	268,919,127	264,221,184	4,697,943
評価損益等調整前当期経常増減額	1,195,105	△809,161	2,004,266
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,195,105	△809,161	2,004,266
経常外収益	0	0	0
経常外費用	1	0	1
当期一般正味財産増減額	1,195,104	△809,161	2,004,265
一般正味財産期首残高	66,674,919	67,484,080	△809,161
一般正味財産期末残高	67,870,023	66,674,919	1,195,104
当期指定正味財産増減額	1,815	1,815	0
指定正味財産期首残高	100,204,285	100,202,470	1,815
指定正味財産期末残高	100,206,100	100,204,285	1,815
正味財産期末残高	168,076,123	166,879,204	1,196,919

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

指定管理者監査

1 監査の対象

施設の名称	所管部局	指定管理者
中央福祉センター	保健福祉長寿局健康福祉部	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会
清水社会福祉会館	福祉総務課	
清水中央老人福祉センター	保健福祉長寿局健康福祉部 高齢者福祉課	

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

3 監査の結果

監査した結果、次の7件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、16件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

(1) 中央福祉センターの事業報告（年度報告）の不十分な検査について（福祉総務課）

所管課は、平成29年度終了後に指定管理者から同年度分の指定管理業務に係る事業報告の提出を受けた後、指定管理者制度の手引（以下「手引」という。）に定められたチェックリストを活用した内容確認を実施しておらず、手引において当該事業報告受領後10日以内に作成することとされている検査結果報告書の作成もしていなかった。

その結果、所管課は指定管理者が提出した事業報告について、添付書類の不足、必要事項の記載漏れなど多数の不備を見落としのまま、これを収受していた。

(2) 中央福祉センターの施設利用者に限定しない市民アンケートの未実施について（福祉総務課）

中央福祉センターの指定管理業務に係る仕様書には、利用者を対象とした満足度調査のほかに、施設利用者に限定しない市民アンケート調査を実施することが定められているが、指定管理者はこれを実施していなかった。この点について指定管理者からは、当該施設は利用者が限定されていることから市と協議したうえで利用者に限定しない市民アンケートは実施しないこととしたとの説明があった。

しかし、中央福祉センターは、公の施設であることから「施設の利用者が限定されている」との認識には問題があり、福祉情報資料室等では福祉に関する情報を広く市民に提供することで市民の福祉に対する理解を深め福祉の発展に寄与することを目指しているはずである。したがって、より多くの市民に施設を利用してもらうため、現在施設を利用していない市民に対し広く意見を求めるとともに施設の存在やその活動内容についても周知を図ってゆくことは重要なことである。

そのためには、利用者以外の人たちから施設を利用していない理由を確認し、市民との間に壁を作らず市民に求められる施設としてゆくためにも対象を施設利用者に限定しない調査は有用であると考えられることから、施設利用者に限定しない市民アンケートを仕様書に定められているとおりに実施する必要がある。

(3) 清水社会福祉会館の事業報告（年度報告）の不十分な検査及びこれに伴う不適当な年度評価について（福祉総務課）

① 所管課は、平成29年度終了後に指定管理者から同年度分の指定管理業務に係る事業報告の提出を受けた後、手引に定められたチェックリストを活用した内容確認を実施しておらず、手引において当該事業報告受領後10日以内に作成することとされている検査結果報告書の作成もしていなかった。

その結果、所管課は指定管理者が提出した事業報告について、添付書類の不足、必要事項の記載漏れ、収支状況報告書の経費区分誤りなど多数の不備を見落としのまま、これを収受していた。

② 特に、収支状況報告書においては、本来であれば複合施設である清水中央老人福祉センター分として計上すべき清掃費用や浴場に係るボイラーの保守点検、光熱水費、水質検査等の費用が清水社会福祉会館分として計上されたことにより、その収支が1千万円

以上の赤字となっていた。

しかし、所管課は平成29年度の年度評価において、指定管理者の経理状況について「概ね予算のとおりに良好に執行されている」としており、収支状況報告書の計算内容と矛盾した評価をしていた。

(4) 清水社会福祉会館の不適正な再委託について（福祉総務課）

指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に再委託する場合は、指定管理者が事前に市に承認を求め、その承認を受けた後に第三者に再委託し、その後速やかに市に報告することが手引に定められている。

しかし、清水社会福祉会館の樹木剪定管理業務について指定管理者は、市の事前承認を得ることなく第三者に再委託しており、所管課も確認すらしていなかった。

(5) 清水中央老人福祉センターの事業報告（年度報告）の不十分な検査及びこれに伴う不適当な年度評価について（高齢者福祉課）

① 指定管理者が提出した平成29年度分の指定管理業務に係る事業報告には、必要事項の記載漏れ、収支状況報告書の経費区分誤りなどの不備があったが、所管課は、手引に定められたチェックリストによる内容確認を実施していたにもかかわらず、これを見落としていた。

② 特に、収支状況報告書においては、清水中央老人福祉センター分として計上すべき清掃費用や浴場に係るボイラーの保守点検、光熱水費、水質検査等の費用が計上されていなかったため、その収支が2千万円以上の黒字となっていた。

このことは、(3) ②のとおり、当該費用が複合施設である清水社会福祉会館分として計上されたことによるものであるが、所管課は、平成29年度の年度評価において、指定管理者の経理状況について「概ね予算のとおりに良好に執行されている」としており、収支状況報告書の計算内容と矛盾した評価をしていた。

4 意見

(1) 清水社会福祉会館の利用方法の実態について（福祉総務課）

清水社会福祉会館の各施設の利用方法の実態を点検したところ、会議室や多目的ホールなどの有料貸出し部分を除くほとんどの施設を地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産目的外使用許可の方法により、静岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及びその他の団体が利用していることを確認した。このことについて市社協にその認識を確認したところ、市社協としては「指定管理者としての市社協」と「介護保険事業者としての市社協」に区分して利用しているとのことであった。

このうち、「指定管理者としての市社協」は、静岡市清水社会福祉会館条例第17条第1号の「社会福祉の増進を目的とする事業」を指定管理業務として実施すべく、業務仕様書の「指定管理者が目的外使用許可を得る場合」との記載を根拠に市社協の事務室をはじめ地域福祉推進センター、ボランティアワークスペース、面談室、おもちゃ図書館などの相当な面積を行政財産目的外使用によって利用し、使用料免除とされていた。

このように、市社協が旧清水市地域の福祉の拠点として社会福祉法上の地域福祉団体の責務を担うための事業や清水社会福祉会館の本来の目的を達成するための指定管理業務が「行政財産目的外使用許可」の方法によって実施されている実態は、公の施設の市民利用の姿としては看過できないものである。これは、前記条例に記載される清水社会福祉会館の目的が静岡市中央福祉センター条例のそれと比べて著しく簡素に過ぎるためにとられた手法と推測されるが、到底本来のあるべき形であるとは言い難いものである。

中央福祉センターと清水社会福祉会館の位置付けの違いの有無、各施設の利用の在り方等について再点検した上、条例の見直しや指定管理業務仕様書の再検討を早急に行うことを望むものである。

(2) 清水社会福祉会館使用料の減免について（福祉総務課）

清水社会福祉会館条例施行規則第4条では、国若しくは地方公共団体が公用等で利用するとき又は市長が特に必要があると認めるときに使用料を減免すると規定されているが、使用料の減免は「申請に対する処分」に当たるため、具体的な審査基準を定め、窓口に備え付けるなどの方法により審査基準を公にしておき、その上で条例等に基づいて個別具体の審査を行って減免の手続を行うこととされている。

しかし、この点について確認したところ、所管課は審査基準自体を定めておらず、減免を受けようとする者から「清水社会福祉会館減免団体登録申請書」を提出させた上、承認した団体からの減免申請については使用内容を問わずすべて減免決定していた。

このように、所管課が審査基準を定めることなく、一定の要件を満たす団体からの減免の申請についてはその使用内容を問わずすべて減免決定している状態は、行政手続の不備の点のほか、施設利用者間の負担の公平の観点からも放置できないものであることから、早急に是正されるよう望むものである。

なお、この意見は、本来であれば指摘事項にも該当する性質のものであるが、本件監査が清水社会福祉会館の指定管理業務を対象とするものであって、同会館の使用料徴収事務を対象とするものではないことから、本件監査の実施に伴って把握した事実関係を前提とした意見に止めたものである。

(3) 清水中央老人福祉センターの利用料金の減免について（高齢者福祉課）

「はとびあ清水」の4階及び5階に併設されている清水中央老人福祉センターの利用料金は、静岡市老人福祉センター条例第18条第4項及び同条例施行規則第6条の規定により市が定めた基準により指定管理者が減免することができることされており、その基準は、市長が特別の理由があると認める場合とされているが、高齢者福祉課は具体的にどのような場合にどの程度減免するかを基準を定めていなかった。

利用料金の収入は指定管理者に帰属し、その性格も私法上の債権であると解されており、その減免自体も指定管理者の判断により行うことができるものではあるが、指定管理者は、減免申請者が清水社会福祉会館の減免承認団体であれば、利用内容を問わずに減免を行っていた。

清水社会福祉会館と清水中央老人福祉センターは、別個の目的を持つ施設であり、一方の減免承認団体であることのみをもって減免対象とすることは、公平性の観点からも好ましいものではないことから、どのような場合に利用料金を減免するのかの点について適切に説明することのできる基準を市の責任で示す必要がある。

なお、清水社会福祉会館の使用料減免承認団体に対する減免の在り方に問題があることについては、前記（2）で意見したところである。

5 監査した施設の概要

中央福祉センター

施設 の 概 要	所在地	静岡市葵区城内町1番1号
	設置時期	平成6年4月1日
	設置目的	社会福祉団体の育成を図るとともに、市民の福祉に対する理解を深め、もって福祉の発展に寄与すること。
	従事員数	常勤2人 非常勤6人 計8人
	主な施設	団体専用室、会議室、福祉情報資料室
団 体 の 概 要	名称	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
	所在地	静岡市葵区城内町1番1号
	設立年月日	平成15年4月1日
	設立目的	静岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
	指定管理料	46,565,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 施設の使用許可及び利用の制限等の利用者に対する業務 2 施設の維持管理業務 3 福祉に関する情報の収集、整理及び当該情報の市民への提供 4 社会福祉団体等の活動のための施設の提供に関する業務
	収支の状況	収 入 額 46,528,298円 支 出 額 44,186,209円 収支差引額 2,342,089円
指摘事項件数	2件	
指導事項件数	6件	

※指定管理料及び収支の状況は、平成29年度実績を示す。

清水社会福祉会館

施設概要	所在地	静岡市清水区宮代町1番1号
	設置時期	平成11年8月2日
	設置目的	社会福祉を増進するため
	従事員数	常勤2人 非常勤9人 計11人
	主な施設	多目的ホール、会議室、調理実習室、機能訓練室、音楽室
団体の概要	名称	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
	所在地	静岡市葵区城内町1番1号
	設立年月日	平成15年4月1日
	設立目的	静岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
指定管理の状況	選定方法	非公募
	指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
	指定管理料	71,554,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 施設の使用許可及び利用の制限等の利用者に対する業務 2 施設の維持管理業務 3 福祉に関する情報の収集、整理及び当該情報の市民への提供 4 社会福祉の増進を目的とする事業の実施に関すること
	収支の状況	収入額 72,300,067円 支出額 82,925,814円 収支差引額 △10,625,747円
指摘事項件数	3件	
指導事項件数	6件	

※指定管理料及び収支の状況は、平成29年度実績を示す。

清水中央老人福祉センター

施設 の 概 要	所在地	静岡市清水区宮代町1番1号
	設置時期	平成11年8月2日
	設置目的	地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
	従事員数	常勤1人 非常勤3人 計4人
	主な施設	教養娯楽室、集会室、浴室
団 体 の 概 要	名称	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
	所在地	静岡市葵区城内町1番1号
	設立年月日	平成15年4月1日
	設立目的	静岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
	指定管理料	35,493,000円（利用料金併用制）
	主な管理業務内容	1 施設の管理運営全般に関する業務 2 老人に関する各種相談事業及び健康の増進、教養向上及びレクリエーションに関する事業の企画及び実施 3 老人福祉センターの維持管理に関する業務
収支の状況	収 入 額 39,373,822円 支 出 額 18,106,868円 収支差引額 21,264,954円	
指摘事項件数	2件	
指導事項件数	4件	

※指定管理料及び収支の状況は、平成29年度実績を示す。